

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県久留米市藤山町84番地1  
 氏名 株式会社エイコウ  
 代表取締役 古賀 妙恵

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 4 年 7 月 31 日

許可の有効年月日 令和 9 年 7 月 30 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにする。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、ゴムくず、がれき類（廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）  
以上5品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4 年 7 月 31 日 更新許可

令和 5 年 2 月 6 日 変更届出により代表者の変更

以下余白

5. 積替え許可の有無 有   
 （積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の北筑後保健福祉環境事務所で行ってください。

(久留米県土整備事務所経由)

3久整第43号-61

令和3年7月13日

(株) エイコウ

高尾 摩耶 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



一般 建設業の許可について (通知)

令和3年6月16日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 許可番号    | 福岡県知事 許可(般一3)第109800号 |
| 許可の有効期間 | 令和3年8月8日から令和8年8月7日まで  |
| 建設業の種類  |                       |
| 土木工事業   | とび・土工工事業              |
| 石工事業    | 鋼構造物工事業               |
| 舗装工事業   | しゅんせつ工事業              |
| 水道施設工事業 |                       |

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和8年7月8日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)